第

6 4 7 3

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

3日 金曜日 7月 (2020年)令和2年

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 死亡退職金に対する源泉徴収

支給しますが、源泉徴収はどうしたらいいで すか?

A:源泉徴収は不要です。

【解説】

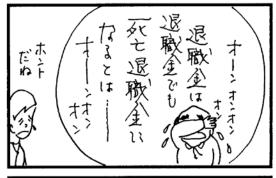
退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の 退職により一時に支払いを受ける一切の給与 をいいますが、会社が退職手当を支給する場 合には、原則として、所得税の源泉徴収をしな ければなりません。

ただし、死亡により退職した者の遺族が受 け取る退職手当等で、その死亡後に支給期が 到来するもののうち、相続税の課税価格計算 の基礎に算入されるものについては、所得税 が課税されないことになっていますので、こ の場合の退職手当等からは所得税の源泉徴収 をする必要がありません。

なお、相続税の対象となる退職手当等とは、 その支給が被相続人の死亡後3年以内に確定 したものとされていますので、被相続人の死 亡後3年経過後に支給が確定したものについ ては適用がなく、この場合には、相続税ではな く、その支給を受けた遺族の一時所得として の所得税が課せられますので、源泉徴収は不 要ですが、遺族の方の所得税の確定申告が必 要となります。

死亡した者の遺族に支給される退職手当は、 その支給時期によって課税上の取扱いが違い ますので注意してください。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】